



【厚生年金基金】

免除保険料率の算定等に関する告示及び予定死亡率の改定

本日（2019年12月23日）免除保険料率の算定等に関する告示及び予定死亡率の改定に係る通知の発出が以下のとおり行われました。

- ・厚生労働省告示第201号

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20191223kokuji.pdf>

- ・通知「「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について」

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20191223tsuuchi.pdf>

厚生年金本体の財政検証結果公表に伴って、厚生年金基金の告示・通知改正案のパブリックコメント手続きが実施されておりました（[2019年10月31日付SuMiTRUST年金ニュース](#)をご参照）。

なお、今回の告示・通知改正はパブリックコメント手続き時に提示された改正等の内容から変更はありません。

1. 改正の概要

① 告示

財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う各厚生年金基金の免除保険料率適用開始時期（厚生労働大臣が定める月）を、2020年4月とする。

② 通知『厚生年金基金の財政運営について』、『代行保険料率の算定に関する取扱いについて』

- 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率を改定する。
- 代行保険料率の算定に用いる予定利率は年4.1%とする。（現行から変更無し）
- 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率が改定されるに伴い、代行保険料率の算定に用いる予定死亡率が変更される。

2. 改正の適用期日

① 告示

告示日：2019年12月23日

適用日：告示日

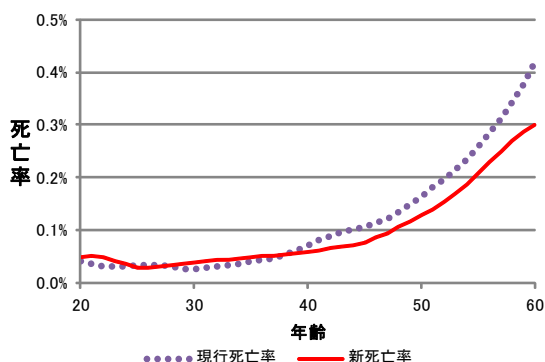
② 通知

該当箇所	適用時期
『厚生年金基金の財政運営について』 (予定死亡率の改定に係る内容)	2020年3月31日以降を基準日とする財政再計算から適用
『代行保険料率の算定に関する取扱いについて』 (免除保険料率の適用に係る内容)	2020年4月以降の月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率の算定から適用

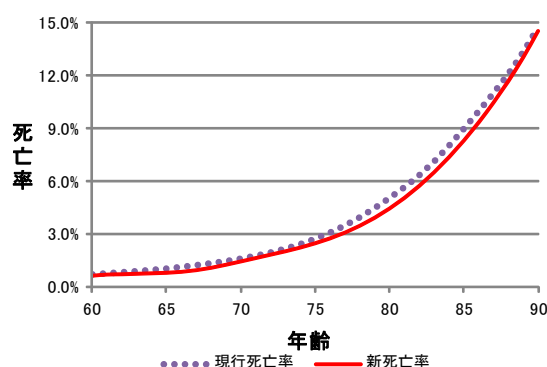
(参考) 予定死亡率改定の影響

新しい予定死亡率は、従前の予定死亡率と比較して若干ながら低下しています。そのため、死亡率変更を財政計算に反映する際には、標準掛金率や給付現価の増加要因となります。(図1～3参照)

(図1) 加入員・男子死亡率比較(20歳～60歳)



(図2) 受給者等・男子死亡率比較(60歳～90歳)



(図3) 男子(60歳)の場合の60歳支給開始年金現価率比較

	年金現価率(予定利率:2.5%)			
	単純終身	10年保証終身	15年保証終身	20年保証終身
①新予定死亡率(22回生命表基準)	17.7561	18.0656	18.5006	19.2105
②現行予定死亡率(21回生命表基準)	17.2586	17.631	18.1415	18.9417
比率(①÷②)	102.9%	102.5%	102.0%	101.4%
③旧予定死亡率(20回生命表基準) (ご参考)	17.0725	17.4606	17.9872	18.8335
比率(②÷③) (ご参考)	101.1%	101.0%	100.9%	100.6%

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066